

令和6年9月に発生した豪雨災害に対する災害義援金の取扱いについて
— 石川県珠洲市・石川県鳳珠郡能登町への災害義援金 —

令和6年9月21日に発生した豪雨災害により、石川県において甚大な被害が発生しており、被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 寄付先および取扱期間

石川県珠洲市	令和6年11月1日(金)～令和7年12月26日(金)
石川県鳳珠郡能登町	

※ 令和7年3月31日(月)までを取扱期間としておりましたが、被災地の状況に鑑み、上記取扱期間に変更いたしました。

2. 振込先

窓口にて次の口座にお振込みください。

寄付先	口座名義	義援金受入 信用金庫・店舗名	店番	種目	口座番号
石川県珠洲市	すずしれい わろくねん 珠洲市令和6年 の とごうさいがいぎえんきん 能登豪雨災害義援金	興能信用金庫 珠洲支店	007	普通	8083550
石川県 鳳珠郡能登町	の とちようれい わろくねん 能登町令和6年 の とごうさいがいぎえんきん 能登豪雨災害義援金	興能信用金庫 本店	001	普通	8110490

3. 振込手数料

無 料 (窓口の場合)

4. 受領証の取扱い

本義援金をお振り込みいただいた際の振込依頼書の控え(振込金受取書)が、所得税等の寄付金控除の手続きにおける証明書類となります。

なお、地方公共団体が発行する受領証が必要な場合は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。(後日、寄付先の地方公共団体から直接受領証が送付されます)。

※ 詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

以 上